

公立大学法人広島市立大学職員退職手当規程

平成22年4月1日

規 程 第 52 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学職員就業規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第2号。以下「就業規則」という。）第30条の規定に基づき、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）の職員（就業規則第2条第1項に規定する職員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）の規定に基づき広島市から派遣された職員を除く。）をいう。以下同じ。）に対する退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 この規程の規定による退職手当は、職員（法人又は広島市を平成25年度末以降に定年退職した後採用された職員を除く。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第2条の2 この規程において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給す

る。

4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第2条の3 次条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）及び第9条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一般の退職手当)

第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の2まで、第6条及び第6条の2の規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の3の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額（職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の全部又は一部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間 1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間 1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間 1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間 1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間 1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間 1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152

号) 第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。次条第2項及び第5条において同じ。) 又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第10条第1項各号に掲げる者を含む。) に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60

(2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80

(3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続し定年に達したことにより退職した者又はこれに準ずる事由により退職した者であって理事長が定めるもの、20年以上25年未満の期間勤続し勸奨を受けて退職した者であって理事長が定めるもの及び25年未満の期間勤続し、定数の減少若しくは組織の改廃(過員又は廃職を生ずる定数の減少及び組織の改廃を除く。) 又は勤務箇所の移転により退職した者等であって理事長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。) に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間 1年につき100分の125

(2) 11年以上15年以下の期間 1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間 1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上20年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。) による傷病により退職し、又は死亡(業務上の死亡を除く。) により退職したもののうち、次条の規定の適用を受けないものに対する退職手当の基本額について準用する。

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 定数の減少、組織の改廃又は予算の減少により過員又は廃職を生ずることにより退職した者、25年以上勤続し定年に達したことにより退職した者又はこれに準ずる事由により退職した者であって理事長が定めるもの、25年以上勤続し勸奨を受けて退職した者であって理事長が定めるもの、25年以上勤続し、定数の減

少若しくは組織の改廃（過員又は廃職を生ずる定数の減少及び組織の改廃を除く。）又は勤務箇所の移転により退職した者であって理事長の承認を得たもの及び業務上の傷病又は死亡による退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間 1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間 1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間 1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間 1年につき100分の105

2 前項の規定は、20年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、又は死亡（業務上の死亡を除く。）により退職したものに対する退職手当の基本額について準用する。

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第5条の2 第4条第1項及び前条第1項に規定する者のうち、定年に達する日の属する年度の初日前に退職した者であって、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるもの（理事長が定める者を除く。）に対するこれらの規定の適用については、第4条第1項中「給料月額（以下「退職日給料月額」という。）」とあるのは「給料月額（以下「退職日給料月額」という。）及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額」と、前条第1項中「退職日給料月額」とあるのは「退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額」とする。

（業務又は通勤によることの認定の基準）

第5条の3 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第6条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第6条の2 第5条の2に規定する者に対する前条の規定の適用については、同条中「第3条から第5条まで」とあるのは「第5条の2の規定により読み替えて適用する第4条及び第5条」と、「退職日給料月額」とあるのは「退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額」と、「これらの」とあるのは「第5条の2の規定により読み替えて適用する第4条及び第5条の」とする。

(退職手当の調整額)

第6条の3 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第16条の規定による休職（業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、就業規則第45条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち理事長が定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 6万5,000円
- (2) 第2号区分 5万9,550円
- (3) 第3号区分 4万3,350円
- (4) 第4号区分 3万2,500円
- (5) 第5号区分 2万7,100円
- (6) 第6号区分 2万1,700円
- (7) 第7号区分 零

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程その他の規定により、この規程による退職手当の支給をしないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第5項に規定する地方公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び同条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第10条第1項若しくは第12条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第7条第5項に規定する地方公務員等となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第7条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた地方公務員等としての引き続いた在職期間

(3) 第8条第1項及び第2項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた役員としての引き続いた在職期間

(4) 前3号に掲げる期間に準ずるものとして理事長が別に定める在職期間

3 退職した者の基礎在職期間（前項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）に前項第2号から第4号までに掲げる期間が含まれる場合における第1項の規定の適用については、その者は、理事長が定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

4 退職した者は、別表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応する同表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月において同表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応する同表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

5 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡に

よらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)

以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外の者でその勤続期間が零のもの 零

(3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

6 第4項(第3項の規定により同項に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。)後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

7 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の4 第5条に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270

(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

(勤続期間の計算)

第7条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合(第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)に

において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

- 4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1（就業規則第41条の規定による育児休業及び育児短時間勤務により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、4分の1）に相当する月数（公立大学法人広島市立大学職員の自己啓発等休業及び配偶者同行休業に関する規程（平成27年公立大学法人広島市立大学規程第2号）第2条の規定による自己啓発等休業若しくは同規程第12条の規定による配偶者同行休業により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、地方公共団体、法人以外の地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、国、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「地方公共団体等」という。）に使用される者等で理事長が認めるもの（以下「地方公務員等」という。）が、引き続き職員となった場合におけるその者の地方公務員等としての引き続いた在職期間及び職員が、第17条第2項の規定により退職手当を支給されないで退職し、引き続き地方公務員等となり、当該地方公務員等として在職した後引き続いて職員となった場合における先の職員としての引き続いた在職期間の始期から地方公務員等として引き続いた在職期間の終期までの期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の地方公務員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。ただし、退職により、この規程の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。
- 6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6か月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条又は第5条の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 7 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期

間の計算については、適用しない。

- 8 地方公共団体等との間における在職期間の取扱いについて、この規程の規定によることが著しく不相当であると理事長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

（役員との在職期間の通算の特例）

第8条 職員のうち、法人の役員（非常勤の役員を除く。以下この条において「役員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き役員として在職した後引き続いて再び職員となった者の第7条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 役員が引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の役員としての在職期間を含むものとする。

- 3 前2項の場合における役員としての在職期間については、前条の規定を準用して計算する。

- 4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて役員となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

（予告を受けない退職者の退職手当）

第9条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

（懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第10条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が

業務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒解雇等処分（就業規則第45条第4号の規定による懲戒解雇の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。以下同じ。）を受けて退職をした者

(2) 就業規則第24条第1項の規定による解雇又はこれに準ずる退職をした者

2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

（退職手当の支払の差止め）

第11条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び

程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったとき。

- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 理事長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに第1項又は第2項の規定による支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合
 - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 理事長は、第3項の規定による支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場

合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 前条第2項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第10条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 理事長が、当該退職をした者について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第10条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 理事長は、第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第10条第2項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

5 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当

該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第13条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第10条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 前項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第10条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第14条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第10条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第10条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第15条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職

に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6か月以内に第13条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第4項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6か月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6か月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6か月以内に第13条第3項又は前条第2項において準用する第13条第3項の規定による聴取を行うに当たっての通知を受けた場合において、同条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第4項までに規定する場合を除く。）は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項及び次項において同じ。）が、当該退職の日から6か月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第11条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をした

と認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6か月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第10条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。

- 6 第10条第2項及び第13条第3項の規定は、第1項から第4項までの規定による処分について準用する。

(人事委員会への諮問)

- 第16条 人事委員会（公立大学法人広島市立大学組織規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第1号）第12条第1項第1号に規定する人事委員会をいう。以下同じ。）は、理事長の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議を行うものとする。

- 2 理事長は、第12条第1項第2号若しくは第2項、第13条第1項、第14条第1項又は前条第1項から第4項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。

- 3 人事委員会は、第12条第2項、第14条第1項又は前条第1項から第4項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合は、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 人事委員会は、必要があると認める場合は、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は理事長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 人事委員会は、必要があると認める場合は、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係者等に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第17条 職員が退職した場合（第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

2 職員が、引き続いて地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、地方公務員等に対する退職手当に関する規定等により、地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。

(退職手当の額の端数の処理)

第18条 退職手当の額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(口座振替による支払)

第19条 この規程に規定する退職手当は、退職する職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(委任)

第20条 この規程に定めるもののほか、職員の退職手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の職員となった者(以下「承継職員」という。)の第7条第1項に規定による職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の職員の退職手当に関する条例（昭和28年広島市条

例第62号。以下「退職手当条例」という。)第2条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間を法人の職員としての在職期間とみなす。

- 3 当分の間、20年以上25年未満の期間勤続し定年に達したことにより退職した者又はこれに準ずる事由により退職した者であって理事長が定めるものに対する退職手当の基本額については、第4条の規定にかかわらず、これらの者を第5条の規定に該当する退職をした者とみなす。
- 4 第6条の3の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間（同条第2項に規定する基礎在職期間をいう。）の初日が平成10年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、同条第1項中「、その者の基礎在職期間」とあるのは「、平成10年4月1日以後のその者の基礎在職期間」と、同条第3項中「基礎在職期間（）」とあるのは「平成10年4月1日以後の基礎在職期間（）」とする。
- 5 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の2までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の4第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第5項」とする。
- 6 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同条の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 7 当分の間、36年以上の期間勤続して退職した者で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 8 第5条の規定に該当する退職をした者のうち定年に達する日の属する年度に退職した者であって、その勤続期間が21年以上29年以下であるものに対する附則第5項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の83.7」とあるのは、「100分の88.7を超えない範囲内で理事長が定める割合」とする。
- 9 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同項の規定にかかわらず、その者が第5条第1項の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成25年8月1日から施行する。
- 2 この規程の規定による改正後の公立大学法人広島市立大学職員退職手当規程（以下「新規程」という。）の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 新規程附則第5項（新規程附則第7項及び附則第9項においてその例による場合を含む。）及び第6項の規定の適用については、新規程附則第5項中「100分の87」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。
- 4 この規程の規定による新規程附則第8項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「100分の92」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間においては「100分の103」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の97」とする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間に退職した者のうち、公立大学法人広島市立大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成28年公立大学法人広島市立大学規程第4号）附則第3項から第5項までの規定の適用を受けていた者のこの規程による給料月額、これらの規定の適用がないものとした場合におけるその者の給料月額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の規定による改正後の公立大学法人広島市立大学職員退職手当規程の規定は、この規程の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前

の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

別表（第6条の3関係）

第1号区分	(1) 公立大学法人広島市立大学職員給与規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第50号。以下「給与規程」という。）の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして、理事長が定めるもの
第2号区分	(1) 副学長 (2) 給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして、理事長が定めるもの
第3号区分	(1) 給与規程の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（副学長を除く。） (2) 給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして、理事長が定めるもの
第4号区分	(1) 給与規程の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして、理事長が定めるもの
第5号区分	(1) 給与規程の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (2) 給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして、理事長が定めるもの
第6号区分	(1) 給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして、理事長が定めるもの
第7号区分	第1号区分から第6号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

